在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例について(平成26年)

1 在留特別許可について

入管法第50条に規定する在留特別許可は、法務大臣の裁量的な処分であり、その許否判断に当たっては、個々の事案ごとに、在留を希望する理由、家族 状況、生活状況、素行、内外の諸情勢その他諸般の事情に加え、その外国人に対する人道的な配慮の必要性と他の不法滞在者に及ぼす影響とを含めて、総 合的に判断しています。

在留特別許可については、これまでも上記の観点から適切な運用を図ってきており、在留特別許可の透明性を高めるため、平成16年以降、各種の事例を公表しているところですが、本年も、平成26年中に<mark>在留特別許可された事例20件、在留特別許可されなかった事例18件について、類型別に分類の上、次の2のとおり公表します。</mark>

なお, 事例については, 今後も毎年公表する予定です。

- (注1)難民認定手続の中で在留特別許可された事例については,入管法第61条の2の6第4項の規定により,入管法第50条の規定が適用されず,入管法第61条の2の2の規定により,難民認定手続の中で在留特別許可の許否の判断をするものとされていることから,これらの事例を除いています。
- (注2)注1と同様の趣旨から、難民認定手続の中で在留特別許可されなかった事例についても除いています。
- (注3)次の2の「在日期間」、「違反期間」及び「婚姻期間」は、特別審理官による判定までの期間です。

2 在留特別許可された事例及び在留特別許可されなかった事例

(1)配偶者が日本人の場合

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約8年9月	約6年11月	約4年1月	無		在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年	
2	出頭申告	不法残留	約12年1月	約1年	約4年5月	2人 (未成年者)		在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年	
3	出頭申告	不法入国	約18年	約18年	約1年11月	無		在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年	現夫との間に子はないが、前夫との間に生まれた日 本国籍を有する実子を養育していたもの。
4	出頭申告	不法入国	約3年1月	約3年1月	約1年3月	1人(未成年者)		在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年	
5	当局摘発	不法残留	約9年4月	約8年11月	約4年	無		在留資格:日本人の配偶者等 在留期間:1年	

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法入国	約10年5月	約10年5月	約11月	無	無	被退去強制歴3回あり。
2	警察逮捕	売春従事	約2年10月		約1年2月	無	無	被退去強制歴1回あり。 同居・婚姻の実態に疑義がもたれたもの。
3	警察逮捕	不法入国	約7年11月	約7年11月	約2月	無		出国命令歴あり。今次入国は船舶による密航。 勾留中に婚姻が成立したもの。
4	警察逮捕	不法残留 刑罰法令違反	約11年3月	約2年3月 (不法残留)	約7年1月	無	強盗致傷により,懲役3年の判決	

(2) 配偶者が正規に在留する外国人の場合

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約9年6月	約9年3月	約1年3月	無		在留資格:永住者の配偶者等 在留期間:1年	配偶者は「永住者」
2	出頭申告	不法残留	約6年	約1年4月	約1年11月	無		在留資格:永住者の配偶者等 在留期間:1年	配偶者は「永住者」
3	出頭申告	不法残留	約12年9月	約12年8月	約6月	無		在留資格:永住者の配偶者等 在留期間:1年	配偶者は「特別永住者」
4	出頭申告	不法残留	約9年	約8年9月	約1年	1人 (未成年者)		在留資格:定住者 在留期間:1年	配偶者は「定住者」 子は「定住者」
5	警察逮捕	売春従事 刑罰法令違反	約14年10月		約6年1月			在留資格:定住者 在留期間:1年	本人は「永住者」 配偶者は「定住者」 子は「永住者」

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	婚姻期間	夫婦間の子	刑事処分等	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約6年8月	約3年4月	約10月	無	無	同居・婚姻の実態に疑義がもたれたもの。
2	当局摘発	不法残留	約4年6月	約4年	約1月	無	無	摘発後、当局収容中に婚姻が成立したもの。
3	当局摘発	資格外活動 不法残留	約4月	約1月 (不法残留)	約2月	無	無	同居・婚姻の実態に疑義がもたれたもの。
4	当局摘発	不法残留 偽造在留カー ド所持	約8年2月	約3年 (不法残留)	約8月	無	無	摘発時に偽造在留カードを所持していたもの。
5	警察逮捕	刑罰法令違反	約18年		約19年		麻薬及び向精神薬取締法違反及び関税法違反に より, 懲役10年, 罰金300万円の判決	違法薬物の密輸入により実刑判決を受けたもの。 被退去強制歴1回あり。

(3) 外国人家族の場合(注:違反態様及び在日期間は本人に係るもの。子の年齢は特別審理官による判定時のもの)

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約21年2月	約8月	配偶者:不法残留(在日期間:約14年,違反期間:約8月) 子 :不法残留(在日期間:約12年11月,違反期間:約8月)·12歳		家族全員で出頭申告したもの。 母には被退去強制歴1回あり。
2	出頭申告	不法残留	約22年3月	約22年	子 :本邦出生後,在留資格未取得·10歳		母子で出頭申告したもの。 子の父親は出国済み。
3	出頭申告	不法入国	約21年	約21年	子 :本邦出生後,在留資格未取得·14歳		母子で出頭申告したもの。 子の父親とは交流なし。

発覚:	由 違反態様	在日期間	違反期間	家族構成等	特記事項
1 出頭!	告 不法入国	約14年9月	約14年9月		家族全員で出頭申告したもの。 父母ともに被退去強制歴1回あり。
2 出頭!	告 不法入国	約6年11月	約6年11月		母子で出頭申告したもの。 子の父親とは交流なし。

(4) その他

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	許可内容	特記事項
1	出頭申告	不法残留	約20年	約19年7月	無	本邦に生活基盤がある	在留資格:定住者 在留期間:1年	
2	出頭申告	不法残留	約9年	約8年9月	無	実子の監護, 養育	在留資格:定住者 在留期間:1年	日本国籍を有する実子を監護、養育しているもの。
3	出頭申告	不法残留	約9年3月	約9月	無	実子の監護, 養育	在留資格:定住者 在留期間:1年	DV被害者として公的機関に保護されたもの。
4	当局摘発	不法残留	約4年9月	約3年7月	無	実子の監護, 養育	在留資格:定住者 在留期間:1年	日本国籍を有する実子を監護、養育しているもの。
5	当局摘発	不法残留	約2月	約2月	無		在留資格:特定活動 在留期間:1月	人身取引被害者として公的機関に保護されたもの。 国際機関の支援を受け、早期帰国を希望したもの。
6	警察逮捕	不法残留	約44年10月	約17年4月	無	本邦に生活基盤がある	在留資格:定住者 在留期間:1年	日本人の子として、占領下の沖縄で出生したもの。
7	児童相談 所保護	不法入国	約11年1月	約11年1月	無	出国準備のため	在留資格:特定活動 在留期間:6月	実母の育児放棄により児童相談所に保護されていた。 本国の実父に引き取られるに当たって準備期間が必要 であったもの。

	発覚理由	違反態様	在日期間	違反期間	刑事処分等	在留希望の理由	特記事項
1	当局摘発	資格外活動	約8年3月	約10月	無	布教活動をしたい	在留資格「宗教」の許可を受けて在留中、専ら運搬労務作業者として資格外活動していたもの。
2	当局摘発	資格外活動 不法残留	約8年1月	約2月 (不法残留)	無	本邦に生活基盤がある	就職先を偽装して「人文知識・国際業務」への在留資格変更許可を受けた後, 専ら飲食店従業員として稼働していたもの。 摘発後収容中に不法残留となったもの。
3	入国審査官 からの通報	在留資格取消	約2月				被退去強制歴1回あり。 退去強制歴を隠して上陸許可を受けたことが発覚し、在留資格を取り消されたもの。
4	当局摘発	不法入国	約24年2月	約24年2月	無	本邦に生活基盤がある	単身で生活しており、両親・姉弟・妻子はすべて本国に居住していたもの。
5	警察逮捕	在留資格取消	約2年4月		電磁的公正証書原本不実 記録・同供用により懲役1年 6月,執行猶予3年の判決	日本人夫(偽装婚相手)と同居したい	偽装結婚であることが判明し、在留資格を取り消されたもの。 在留資格取消処分後、偽装結婚相手と同居を始めて本邦在留を希望したもの。
6	警察逮捕	刑罰法令違反 不法残留	約18年	約6年9月 (不法残留)		ロズニ州でなる	刑務所服役中に不法残留となったもの。
7	警察逮捕	刑罰法令違反 不法残留	約17年4月			日系二世である 本邦に生活基盤がある	刑務所服役中に不法残留となったもの。 大麻取締法違反, 覚せい剤取締法違反の前科あり。